

# 関西菌類談話会会則

## 【名称】

第1条 本会は「関西菌類談話会」(以下談話会)と称する。英語名を Kansai Mycological Club とする。

## 【事務局】

第2条 本会の事務局は、総務幹事の所属するところにおく。

## 【目的】

第3条 本会はきのこ・かび・酵母など菌類に興味を持つ人が、菌類を通して自然に親しみ、菌類の調査・研究・利用・保護等のために、お互いに協力しつつ、知識・情報・技術等の交流を計ることを目的とする。また、会員相互の親睦と菌類についての啓蒙を行う。

## 【事業】

第4条 本会は上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 菌類の野外観察会
- (2) 菌類の同定または鑑定
- (3) 菌類の同定・分類・生理・生態・利用等に関する講演会・講習会・研究会・展示会・研修旅行
- (4) 「関西菌類談話会会報」の発行
- (5) 菌類の分布調査・標本作成・分離・培養・資料などの作成と会員への配布
- (6) 他の関係団体との交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業
- (8) 本会の事業年度は毎年1月1日より12月31日迄とする

## 【会員】

第5条 本会員は菌学に興味を持つ個人および本会の目的に賛同する団体により組織する。

第6条 本会の会員は下記のように定める。

- (1) 通常会員 第15条(1)に定める会費を納入する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、第15条(2)に定める会費を納入する団体
- (3) 名誉会員 本会にとくに功労のあった者
- (4) 会友 上記以外で本会が必要と認めた者

## 【入会および退会】

第7条 本会に入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて本会事務局に申し込むこととする。また、退会する者は、その旨文書で本会事務局へ届け出ることとする。

## 【役員および任期】

第8条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を統括する。また、総会および役員会を召集し、その議長および書記を委嘱する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 総務幹事若干名 事務局を担当し、本会の受付事務を行い、会員名簿の管理を行う。
- (4) 庶務幹事若干名 庶務全般を行う。下記については分担する。

イ 観察会事務

ロ 集会事務

ハ 図書・備品管理

(5) 会計幹事若干名 会計事務を行う。

(6) 運営幹事若干名 本会の事業の立案、実施を行う。運営幹事中に集会総括責任者、観察会総括責任者、会報編集委員長各1名をおく。

(7) 会計監査 2名 会計事務の監査を行い、総会においてその結果を報告する。

## 【世話人および顧問】

第9条 本会の運営のために必要に応じて世話人を置くことができる。

第10条 本会は必要に応じて顧問を若干名おくことができる。

## 【役員会】

第11条 役員会は会長の召集する会員をもって構成する。

## 【役員などの選出および任期】

第12条

- (1) 会長は会の推薦にもとづき、総会で出席者の過半数の賛成をもって選出する。
- (2) 副会長、その他の役員は会長が委嘱する。

ただし、副会長は会長が必要とする場合にのみ委嘱することができる。また、会報編集委員若干名を、会報編集委員長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(3) 役員および世話人・編集委員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(4) 役員に欠員が生じた場合はその補欠を行う。ただし、補欠された役員の任期は前任者の残任期間とする。

### 【総会】

第13条 総会は年1回会長が召集し、役員選出、予算、決算、ならびに本会の事業実施上の重要事項について、出席者の過半数をもち議決する。

総会の議長および書記は会長が会員の中から各1名を委嘱する。

会長が必要かつ緊急と認めた場合には、臨時に総会を開くことができる。

### 【経費】

第14条 本会の経費は会費、寄付金、預貯金利子その他をもってこれにあてる。

### 【会費】

第15条 本会の会費は下記のように定める。

(1) 通常会員 年額2000円。ただし、大学院生以下は年額1000円とする。

(2) 賛助会員 年額5000円

第16条 会費は前納制とする。ただし、一度納入した会費は返還しない。

(1) 顧問、名誉会員、及び役員会で認めた会員は会費を免除する。

(2) 会費を4年間納入しない場合は、退会したものとみなす。

第17条 講演会、観察会その他の集会において、必要に応じて参加者から参加費を徴収し、必要経費にあてることができる。

第18条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

### 【会報】

#### 第19条

(1) 会員に会報を無償で配布する。

(2) 会報編集委員長は、会報編集委員会を構成し、会報の編集を行う。

### 【罰則】

第20条 (1) 本会の会員が、談話会に対して次のような行為をした場合、役員会はこれを審議し、「厳重注意」、「退会勧告」、「除名」などの処分を行うことができる。また、損害賠償金を請求できるものとする。

- イ 談話会に重大な損害を与えたとき
- ロ 談話会の名誉を毀損したとき
- ハ 談話会を誹謗、中傷した時
- ニ その他、談話会に不利益になる行為をしたとき

(2) 上の(1)での処分は、出席した役員の三分の二以上の賛成があったとき成立するものとする。

(3) 処分の執行は役員会が行い、総会に報告する。

### 【付則】

#### 第21条

(1) この会則の改正および本会の事業実施上の改廃は、役員会で審議し、総会において出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

(2) その他、本会則に定めのない問題は、役員会において処理し、総会に報告し承認を得る事とする。

(3) 本会則は昭和58年10月8日より実施する。

(昭和61年2月1日一部改正、同日より施行)

(平成02年2月4日一部改正、同日より施行)

(1990年2月3日一部改正、同日より施行)

(1992年2月8日一部改正、同日より施行)

(1993年2月6日一部改正、同日より施行)

(1997年2月1日一部改正、同日より施行)

(1998年2月7日一部改正、同日より施行)

(2000年2月19日一部改正、同日より施行)

(2003年2月15日一部改正、同日より施行)

(2013年2月9日一部改正、同日より施行)

(2019年2月9日一部改正、同日より施行)